日我饭章句

上

正九
九ノ四
ホセ
1242
ノ2

門 口
閲覧 1242
巻 1-2

こゝもとに容頌朝臣祖先の
学館を廣大よ事切を
つゝもて射御鏡のつを
より音樂歌儀よ彼よ多るもて

容頌者自奥州會津城主保科正甫位下正之五世之孫
父從四位少將容貞也

十日 昭和 年 月 日

ことを事とするものなれども
訓業の暇々
毎日てもいふ薫陶感化を
事とする
はすれ乃神徳なるべからの
まゝ代々先祖感化ともひら
ゆきもも蔵翰の任事
堪ふまじきもいまゝ
おくおもも待つところ
世子嘉佳(カメ)朝
容住(サト)ゝ又曰容章ゝゝ者容頌之叔文也

巻をとうまつりたまい容順
朝臣乃數ある
まいまつる容注朝臣乃
教數ちんこそ
このをよそ
てもある育乃
とひとすこと
まいものてそ
ばちんされと
のまつりたまい

かの訓蒙の書すべて全編
朱子の小学よりもまさり
うまでつづの國のおこる善
りもまさり悪もまさり
りもまものもこのたぐひ

終にかの威武にも屈せざる
あるもいもんかもとより
不文の質にまかせ用やま、
了解てふことする事もまた
うとくしくなりて女

源定信識

夫人(それひと)終(つい)に三(みつ)北大恩(たいおん)あつて生(せい)我(わが)を育(やしな)ひ給(たま)ふ父母(ふぼ)あれ共(ども)
生(せい)涯(がい)其(その)恩(おん)を報(むくい)ず師(し)これを教(おしえ)ふる恩(おん)あつて
是(これ)又(また)其(その)恩(おん)を報(むくい)ず師(し)小(ちい)なり
是(これ)八(やつ)生(せい)涯(がい)其(その)恩(おん)を報(むくい)ざる事(こと)
甚(はなはだ)多(おお)し其(その)名(な)を知(しら)ざる父母(ふぼ)の恩(おん)おそるべし大(おお)地(ち)
のごとく又(また)如(し)何(かん)ともすべからざるは父母(ふぼ)の
恩(おん)なり父母(ふぼ)の恩(おん)は我(わが)身(み)を胎育(たいいく)のそ
の数月(すうげつ)の間(あいだ)の苦(く)辛(しん)なり若(わか)き人(ひと)生(せい)れ
出(いで)て父母(ふぼ)の慈(じ)愛(あい)を知(し)らず祖(そ)

しくみそあるに父母安穏ないのち衣
服醫薬乃心くそいたらぬくなくこと
ち著のちやうな地もくそ
おそれくも師を尊ひ
才徳人かをそなんま事を頼ひ年頃
まなびやうしんくしあいにくそやうな事
そのくち其ち堪よわせまされ穀を
更に治め蔵くやうな
愚なるものを教訓ひ
先祖を祭ひ利我孫子に
ひろくちやうに衆居従
恵あて先妣光慶皆兄弟
共ちくく君親ちれいの
ち教ひ忠孝禮義の道
師の教ひ深く聖人乃

金穀をつかさどれども又大恩ふかゝりや財帛書數
刀檢こゝのほしめ人のお爾ふ事ありさまとそれくの
師と学ぶも業くれ事も出来自己のたつなと
みなわれらが恩又おぼえず交友り交己が
過をせめ善ふさそこと不告り隣を語る成仁を補
ふ士事是又大要ぞ報ゆ事を学ふ
おさむ人なれとも此勝乃心自ふ強傲をはゞ
話をおもこと多く遊
数ふて逸楽ふ耽
更一せ要ぞ慢
名利せ夢と
こと勿茶て
云なれハ勿ふらわ日用の紡事ぞ
師ふ法の人朋友ふ交
たふ著しわ童蒙の小補ともふ

天忍穂耳尊八天照大神の皇太子ましくそれより
大神御ゆづりたまはせみづから退きそたまふ国
うるはしき檜のみやくしげにあまくだりまして天下を治しめ
給ふこと久しくて神倉に納置たまふ御代大和ま
ても及ぼして皇孫瓊々杵尊の御代に至りて大神小事まつわるひとやうた
まひそれ巻八百秋の年ましてて人なの
そしめをまた天降ふることおしへ給ふ教と
しめられて治めゆたかなりまして萬世のこゝに教まさ
さきはひ御紀にしるされて世をさまりたまふ事そしるべし
又邦家のそこなはれたまふ時ましてや
松田豊後八郎前原一誠等の
もの列てしたまふ事を犯しまして
見乃る武士勢と守ることを國ありく
警物ておもふ

ものとの働いたることを
御出まさまいとのあつハとの
とくなるの時ましてハ
為ゆるの乃由事ゆゑ
ありくとして居たらし
なりみと曽しこの八侯
り表ことの居たまふ
おゐて行ひのつそれ
るとん事も許しとく
ありとそれ
教田くく思ふ事
この八侯大ふ
いかりの出かおくる
ま人をそくとまふ
ちそれ延急
さそれあります

なれ　まて法例へ　をもちゐ
をもちろへ　こをめ　を見なし
せめ　まて此男は　むくいなれ志の
乱をものへて　おのく　今れハ侯は乃辞りの乱て奥へいくれ
なちこをねうく考る事故向くれ為を思ひまつ八
まれこれまて　折をあるへ　ふくなる八乱の
かの此接なんちわし　小を　をこ
いて　事故男伝孫を　ふて
孫おり　あるへ　ことの　ふくき
名よう　ふ　ふれ　ふ　ふ
今れハ名誉　あれなちあ
こまあ　向れそこ　いひ雲へ
引なれ　ふ　ふ　一つあり此引八女の
国境　ふ　ふ　一つ　ふて
まれ　ふ雲の　ふ　ふ
まれて　ふ　ふ
て　ふ　ふ

ふ　ふ　ふ　ふ
志　ふ　ふ　ふ
う八　ふ　ふ　ふ
語　ふて　ふ　ふ
會津　耶麻郡　上　ふる　額　村　武大
國　のふ　ふて　ふ　ふ
ふ　ふ　ふ　ふ
中　時　義　ふ　ふ　事　ふ
ふて　ふ　ふ　ふ
わ　ふて　ふ　ふ
ふて　ふ　ふ　ふ
今れ　又　ふ　ふ　ふ

讀書訓

[illegible]が八村氏もろこしの[illegible]
[illegible]く貧く衣食[illegible]
さて同志の友[illegible]
一とせ深時乃痛[illegible]
[illegible]夕例をそゝ[illegible]
日[illegible]
[illegible]幹あ[illegible]
むそ[illegible]
[illegible]
日[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

足て平日たしなまれ候事にあやまちなきやうに
きよしと言の過も偽りし又わか起る也云て
信あらて四時たかひなく進ミ來てあれと本とする
萬民に行はれ口に成ハ信ある事也人と約して其事を
變ずるも信なき也心ある者ハ白猿人の其事をかね
能んつにこなしけるあらく人に耻ちしやくまなしげに
人言信の道をまもるべき事をしのく者ハ先人とまへつき近て
らの事を見分るゝ問をいさめなく文字の道を
学て改むへし君の奉に勤て朝夕此條文を学文

武藝も我が才をも磨め德を修めて至る所への人の

論語曰弟子入則孝出則弟謹而信汎愛衆而親仁行有餘力則以學文

立の死道理ハ世に別したる智の良知也まそあし時
雷火てやれ野鷹くわれ心て其の任さわ今れハ法を以て
まなしふの道理を知る代大友何奴に依しめ元亀て西の方大友
家やうたとる人それが道理を分とて我も志ありて
しそれも武藝たくましく人なくも士卒を立る事
子孫まて行ふことし平生いかける士たまたきもの
なきことの形もとし猶き者あるをもまた人のあしき人ハ
あくれ其大將の家也われが士ハいつくやとさらふ下部ていつる
よくく武道を知りなきハあくれ他の家まてをくわくる士なるハ
其わかに來て法の人よりかわりて遂掛てせむ所て我か士の
ほまれなとるを前はなしめくの軍にをくれし事ともありしを

いつの比なりけん。西くに事出
さきそうの郎等ものゝふ
あまたれむ人数を率
たゞおく我切者共
沙乃弱つよさ
そうのゝさおくみやこの
男たちうて討死
なん
なし人〳〵
て別
寄
こゝろ
陸奥
十二年の後
如来
定業
こゝ
なれ
みて
て抜
こゝ

寄り給ふ処を此人々とゞめたれども
とて落ち行給ひしかば
惑ひて後を慕ひ給ふ
人の数も
寄せ給ふ
陸奥の
源義経
十二年の後
如来
定業
こゝ
なれ
みて
て抜
こゝ

父母の安否そのお訪ひもおろそかにやくふ箱え納め始つの八清く洗ひ在所えやる事をふ用ひなよふたのよふなおくるも用ふ使へ父母え衣服をそふへ杖をきことのにも用ひて教て我労を忘ず用ふ用ふ慎ふ様ふ心得ふ様ふ梅干を餐ふ給ふ事を命じ在所えやる事をふ用ふなよふ汁物飯類ふ様ふ自分ふ調ふ理をふ様ふ心得ふ様ふむつ父母食しなふ様ふ心得ふ様ふ

為しるや孫の父母
貯ふるを又父母
父母乃ち却て兒
家をへて父母
ゐ坐をもとめ父母
一回と食をへて一回
却て父母
或ハ早く起て父母
かゝるもの
無病なるを長ふ
未明夕回
乗ハ二ツ
當始て
かゝるもの父母
跡を
實のごとくして
法のごとく
意切なれ

いさゝか無略なく愛敬なきは悪し

内則曰子事父母鶏初鳴咸盥漱櫛縰笄總拂髦冠緌纓端韠紳搢笏左右佩用婦事舅姑如事父母適父母舅姑之所下氣怡聲問衣燠寒疾痛苛癢而敬抑搔之出入則或先或後而敬扶持之進盥少者奉槃長者奉水請沃盥盥卒授巾問所欲而敬進之柔色以温之

会津領越後国蒲原郡小川庄永谷村次郎右衛門ハ、その村の長なりしが、よく父母に事て孝行也。朝とく起て父母の寝所に伺ひ、よく月さえはれハやがてあしもとを立かへりてたまはんとするにハ、やがておもむく身代むいて旅立て夜ならぬさきにかへりて手水をすゝめ髪ゆひ事をなし、父母は床をはなれてめ夜も枕をならべて添ふし、いまた寝られぬ程まて四方山の物語して慰め、朝夕の飯食ハ丁寧に調へ、二便にゆくにも手を添て、雪の日ハ傘をさしかけ、旅立そうひあるにハ三つの村をはなるゝも縁起なれを、門を出る時もて一とたび事ハつげて帰てハそのおもむくの始終を語りわけよくなれて私に身をまかせ父母隣家へ出て近へゆく時にも是の門のほとりにたゝず、すこし遅くなる時ハまたのしみまつ、こゝろ地よく速く内へもいれ、近へて来るを若く膝たゝみたるにて、おも見及…親あはれおもく…父母のこゝろをすまく人感を…正保二年父母と一生同作…

童子訓

母や〻金次郎を連つれ日数ひかずなく共ともへ今日は此山このやまへ明日あすは彼山かのやまへと引ひきまはして魚釣ぎょちょうをなし又また川のふちを歩あるきまはりて魚のたはむれ居をるのようくしてたらざる魚二つをとらぬうち夜よるくやうて帰かへりぬ今日こんにちの如ごとく院の清所きよきところへ行ゆくまいわれ数を取ふりせふのくるしみなき事ことや漁師の分ぶんとて兎とかく魚をとるを面白おもしろく思おもひ漁猟を励はげみ漁師の仕事しごとを我一人のみたのしみなき事ことを思おもひ魚なき日ひの食物しょくもつを思おもひやりて小魚を取とらんと思おもふ心こころなくなりぬ

院内にて修業しゅぎょうせしめ漸ようやく数年すねんにして医術いじゅつ大概たいがい会得えとくし帰国きこくして父ちゝの事業じぎょうを助たすけ専もっぱら貧民ひんみんを救すくはんと志こゝろざしたり

金次郎きんじろう幼少ようしょうの時ときより父ちゝ母はゝに孝行こうこうを尽つくしたるのみならず兄弟きょうだいの愛あいも厚あつく小瀬浦おぜうらを業とせしも漁猟ぎょりょうの暇ひまには田畑でんぱたの耕作こうさくをもなしおのれ一家いっかの衣食いしょくを営いとなむのみならず父ちゝ母はゝの為ためには骨身ほねみを惜おしまず力ちからを尽つくしたり

父ちゝ病気びょうきにかゝりし時ときは医師いしを招まねきて薬やくを与あたへ看病かんびょうを怠おこたらず父ちゝ死しせしのち母はゝに孝行こうこうを尽つくし母はゝ病気びょうきにかゝりし時ときは医師いしを招まねきて薬やくを与あたへ看病かんびょうを怠おこたらず母はゝ死しせしのち父ちゝの墓はかの傍かたわらに庵いおりを結むすびて朝夕ちょうせきに墓はかを拝はいし香華こうげを供そなへ三年さんねんの喪もを終おへたり

金次郎きんじろう幼少ようしょうの時ときより父ちゝ母はゝに孝行こうこうを尽つくしたるのみならず兄弟きょうだいの愛あいも厚あつく小瀬浦おぜうらを業とせしも漁猟ぎょりょうの暇ひまには田畑でんぱたの耕作こうさくをもなしおのれ一家いっかの衣食いしょくを営いとなむのみならず父ちゝ母はゝの為ためには骨身ほねみを惜おしまず力ちからを尽つくしたり

父ちゝ病気びょうきにかゝりし時ときは医師いしを招まねきて薬やくを与あたへ看病かんびょうを怠おこたらず父ちゝ死しせしのち母はゝに孝行こうこうを尽つくし母はゝ病気びょうきにかゝりし時ときは医師いしを招まねきて薬やくを与あたへ看病かんびょうを怠おこたらず母はゝ死しせしのち父ちゝの墓はかの傍かたわらに庵いおりを結むすびて朝夕ちょうせきに墓はかを拝はいし香華こうげを供そなへ三年さんねんの喪もを終おへたり

その外始終心を和平にし怒り憂ひ悲しみ恐れ驚き過ごさず
楽しみをいたしまた会合し父の四十八十の祝ひ
をもとめふんばりたつことをもちうべからず病気
てやすく安事をなすべし心の明らかなる事
おだやかなる事なるべし
子や孫をもち男女相憐み父母長者は勿論父母の
常ずれば意を安んじ父母老いぬれば意を安んじ
ばうし或は父母の気に入らぬ事あれば
其たちたる処を能くおさめ父母の心に
こ

事を調へもとめ薬を飲ませ父母の好む物を
かひもとめ好みの人をまねき父母の楽しみ
その通りにして敬礼をもつて居合たるべし
よく寝遅く起食事を時にして定めおくべし
ひて高き事卑き所へ登り遠き所へ行くべからず
用ゐ外人の前にて父母の為よくともすれば
病ことをせざるべし病ある時は医の
教へを用ゐ

凡内外鶏初鳴咸盥漱衣服斂衾枕簟瀼掃室堂
及庭布席各従其事孺子蚤寝晏起唯所欲食

無時

安永久右衛門安次ハ肥前国高来郡加津佐村の民也父母に事て至孝也
父助右衛門身いやしくいとまなく老たれとも安次深く労りて老を
耕作の業にて労らしめす父あるとき安次の田にゆくにいとふかく深し
くるしけれハ安次をよひて我いまた力をとろへねハ汝一人の業
をとらせんとうけかはやをとんかいつハ安次その身にて父
にかはりていりて伝る事志ありとて耕作の具を肩に
たてとらせけり身毎てその田にいてゝ千万のちからを尽して汝のを
国て作りけれし者を深く父母の私の国まてもてなしける其の
さかなく土産持来事あれハ必父母に参らせ其の後国主
身このよしを聞召して国々しきる事あれとも所々父母にハ
あなとりのいはれ同し年ありて旬ことにしたかひ必新しき物を嘗させ
なく安否を問ふ事朝暮に怠らす両の日夜を父母の心をなくさむる
ほいの子ありせハ父は伝へし事もいはれなしといさゝかのも冥加の
さしはさみてことつれなくも其身をなし給ふ事あつて門守
其外は多く父母にてほめられさりしかハ朝夕父母の傍をはなれさる事なし

郡中のすへてにこの事あれハめつらしきものを求め出して父母にすゝめ
人ともに親を撫るものもなく人を見て父母にまいらせあまりの
あはれにあるをおされハその外田畑も父母とともに帰るの道すから
かたらくなくいろいろを侍ふてのちにもしかの人ハ安次にその心ある時ハかゝる
ことハ多く此いつくしみの父母孝行をとりなしことを告しれ
始ることを孫にありて其ときをかふむりて世のつかへの者国中
事の切なれば日夜かくのことし彼か一族も皆人も
みなこれをさとりて学ひ伝へるものまたそのかみかの人領主
彼か至孝を聞召れ褒美として年貢を免許し
恩をこうむりけるとなり

子父の徳を述て文勤めかとしれ母は父より年長したる
そのことわりからふれは子としても恩を報ふ事をは
能教へ一旦親し大きくして勤めハ父母の労て悦を

内外諸國ハ父母の言語兼て使ふへし鞠育含め
る彼多かられハ於のれ十年を失ひし父母乃
手助に成る事なくいたつらに勞かけし失ふ
なきやうに勤るへき事夫を思ハ一己の苦楽を
忘れて父母の苦労を除く安し給ふやうにすへし

由命士以上父子皆異宮昧爽而朝慈以旨甘
日出而退各従其事日入而夕慈以旨甘

会津天寧寺町の拾助ハ飯盛七右衛門といふものゝ養子に
よりて貧母に事て孝なり已母なくなりし七十三歳にて没て
其まゝあたり別家に隠居せし七右衛門夫婦やとかくて
ゆかしくおもはれける母の悲しむ事を思ひてさけし〳〵せし
ころ壱たしけることなく朝夕母乃心を遠つかぬ様にとんしを尽し
食事乃度ことに七右衛門夫婦をつれて配膳給仕してすて
ろよく其れそれにあしらひて随て食させけれをさゝけ
母か〳〵なる時ハ七右衛門夫婦かゝきしめの心を安し枕を
あつくし門の外まて見送りけれハまつ國の事なからいつも帰る時
ハこゝまてよしと待て帰りて見る事に臥やこのうち
ける或ハ客来りて八菜子の懐よし膳の御馳走
あれハまつ彼ふみなとやらせれいつも母かのことをめくられハ貴きも
賤しきも羨にて皆国母の主人ともなし其身内の和し
親類にむつましく奴僕にもあはれみふかく朋友の國富
せるにハ我もまた□しくおもしろ□此所に住ハ志を多くを
救ひぬ人と成り□遊にして常に人を□□のせし
編下をよくなしけ年輪あれハ□□□□□事に
弱て私なく其事を細かにして敵て□くの□人乃
苦を好むかふし切にして編下の辨法意あらいへともも
愛けるか今ハ一事にはせ當て悲哀を編つかられハ

父母嘗姑事孰命之
而敬而承之違
而不敢不從不敢
不敬乃和乃順
在父母舅姑之所有命之應唯敬對進退周旋
慎齊

玉藻曰父命呼唯而不諾手執業則投之食在
口則吐之走而不趨
播磨國赤穂之邑更
人有子一人其妻不
孝舅姑不安夫婦
相謀曰舅姑之嗜
好何物而可以
安之妻曰舅姑
之嗜好我皆知
之然而不可以
告夫婦相謀
曰何以知之
妻曰舅姑
之嗜好我
皆知之

のみてまかしめ給ひの食をあたゝかに見ゆるにて母子三
人衣服をも同しくさせしのとりゝやしかに深く染ゆく
やうにハ母の衣の薄きを出させしハ丈姑も此様のものゝ
衣ぶとんけしよりて母の身をくつろかに同人恨みて其まゝ縁
あるなれハさらにまことのまうけれしや。つくしむて此へて
母てうきせ給ひし八母よりかしていたく我衣まて小袖のしれ
姑の衣やかれ薄しとく見立し見かましかいつゝ姑かいたく
ほれまわりく身をこそやのあわ姑をうれしく着なるはこそ深く八
病なる事きやあんじとく見かへかてゝと母知らす事かやうれ
しているくわれまて老衰て病に念れうてかくすゝ只親にく
みぬ丈婦乃其なるのゝんしさ頼そいつての女なく思ふなん
とくく自ら何ことしとしれ姑も頼み文にさなく見へ衣
いうつてハそてあわなる親連の事を聞て衣一つをまいらせ母て
贈しかハ姑も如く其の衣なき見へ給ひ家山の暇をの流事
とりゝやかにて深く哀しかなひ彼丈姑の様かりのことなりれ
貞義なる信行無比深さ事状なし然れて其とく
其の附せしとして

父母の前にてハ噦噫し嚔欠伸し唾涕せ
或ハ傾視物によりかゝりて寒暑に不
慮なる事也あつくなるとも衣を脱
自然と懐にせハ暑くとも扇をあふきて
女のハ鹿かれとも掻き衣をぬきそのけ
蒙衣乃裏なとあらハされたる不忠の衰の物
父母の見給ふ所にて悪きのるハ無礼とおもふれ
慎たる事あるまし此人のこゝろやうに拭ひ
除くへし或ハ何そ深しかなく早く拭ふ

父母の心ばえもやうふもよく
内則曰舅没姑老出入携持不敢倚閭視不敢唾洟寒不敢襜癢不敢搔不有敬
事不敢袒裼不洗不擁褻衣衾不見裏父母唾
洟不見

會津飯盛領南原新小川宮古津村の農民長右衛門
と申す者知りたる事なれば
訪ふ事ありて
彼の家に行きしに
彼の妻よりして継母ある
事を聞きしかども
其者を
其儘にして
置きたるやうに
思ひ
居たるを
其
頃

冠帶垢和灰請漱衣裳垢和灰請漱衣裳綻裂
紉箴請補綴五日則燻湯請浴三日具沐

利安平生ことに倹約をむねとせし人なりし事ハ
のちにくはしく述ぶべし。わけて従者をはごくみ貧困を
たすけ給ふ事ハ世にしられたる所なり。此人の
父の衣服乃破れしを見て八歳の時なりしが
わびをしへ又便なき馬をも世の人あわれ作たちとわ
二世乃国守ハ諸士をしてその費をはぶきて
まづ日根野備中守といふ人の鮮へ任せるときハ此人の
妻の弟より根石枚を送り贈物の後も其身の
し心ち水を習の士より人乃ためにわかし銅をこうて
て上を費をへてかくなしといふ衣の寒さを
き事とおもひかゝりしやより道具をも世の
汲彼根気をしてはじめて是を詳にする事と
ゑ一門の…ひそかにもとめて
まことに世にもくはしくとゞめて利安の名
なくれたるやといふ事も伝へたれ
婦女舅姑に事へれ八常の居所へいりきんで

事ハ我ことに大小の好みなく舅姑に伺ひ一己
ちなみの為へつとめ嫁ぎて悪財をはかりて私に蓄を
私に貸し人に与へ飲食布帛の類までをみれ
絶えてこれなし父母舅姑にも申してへらけ
かゝる新たなるものあらハことごとくかへし
反し物をして寒暑にしたがひ物をかへしたるものゝ
たゞ父母舅姑のこゝろにしたがひて父母舅姑の
入国ありてもちかしく親族兄弟朋友の
故ありて贈られし事ありけれバ先にかへり置し

凡て請ひ父母のゆるしをえて贈るべし

凡婦不命適私室不敢退婦将有事大小必請於舅姑子婦無私貨無私畜無私器不敢私假不敢私與婦或賜之飲食衣服布帛佩帨茝蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜若反賜之則辭不得命如更受賜蔵以待乏婦若有私親兄弟将與之則必復請其故賜而后與之

備中國淺口郡爲く源院村熊十郎か母ハ父にわかれて男子ありて母子三人祖父とつれて世をわたりけり祖父ハ年よりて

しかて耳目よりはおとろへ身のはたらきもならず茶を好み酒を
たしミ家極てまづしかりしかど熊十郎ハ
まづ農事にいとまあれバ薪をこりて茶酒の料とせり
又料たらざれバ人に助力をかりて時々祖父の
ためにしてその身の苦労をかへりみず心をつくしけり
て随ひあるきそれより外にハ此祖父の心にさからふ事なく
兄弟のかたらひ祖父のあまりに病にふして数年
其のあつかひ〻せず孝をつくし一日もおこたらず
まで折ふしめぐり祖父に仕へけるが
いとなみのかたハらにも常に心をくばりて
しかれハすぐれし孝行のほまれありて祖父母に
はなしいよ〳〵孝順をつくしけるが祖父彼が母に
いひけるハこの孝誠なるをきけばしかるべし
あるとき彼に妻をめあはせんとするに熊十郎
我ハ祖父のつとめあれバ妻をむかふる事ハせじとて
まもりける熊十郎が孝ハ祖父の心をよろこばしめて

わのこころくすし儒の名みつかまなれ
それてお世ずる旧沢師の誠を見ずくる家たうよ事
ふ一我八種邸勅なるおまれ八賓人まても母の
求をあるくさそのこたる村の中一それハをはさされ
行八国省てもは沢一てれをやに事ずる強一て
ゆうやといふを我を思さたやそのかこうんふ
降ずあんもそのなれまし
それ八通一て約事なれやして亮資酒を好と酔て西
るとそもそくて母処寝ふ川機姫を伺い成さる号そ
勉強をうて来ていそくく数うきあん人
おちくはて富をこれいるおなれ八史実なれのまの
踏動するそ一長そあるをんハいそしてを急を通をん
やとそちれハこうそ通ふうそも空へ引ていまる当て一言
きそれ事あるちき

人乃ころれまた父母の居所をそあるこのふ

遥向を塞き火城貯へ饗会をおして
仏我身あるこ叫ぶるものをそ夏八涼しく
降るの好そよ我をちもう書通おくても三の悪
こふおくき数やまを加ふ永ふ
而悪ふ安しくをおしくる設事
便多ものそたを根をおしくる設事
毎朝一を安吾我ら叫ぶ
悦そしくふやをやそ仏父母ふそ気色を
退くるし

曲禮曰凡爲人子之禮冬温而夏清昏定而晨
省

子曰もの此ゝ孝実ニ葉ニ重ネ已ニ親ニ
小漆ヲ染テ遠縁ナ物ノ如シ
親乃心ヲ動カヤウナ事ハ親乃ヲ
招ク者ナリ酒食ノ設ケハ
其ノ心ヲ悦ヒ已ニ累ヲ及ボス
財用ヲ費ヤシテ親ノ不自由ヲ
ホイアク誉ルヿナリ
おほそうし事ニ慣テ
急ニ此念ヲ起シ父母ヲ

稚ゝの艱難苦労ヲ
今日ヨゝ人並ニ
ニ親父母ヲ
十ヲ越ヘ
父ヲシテ
其ノ命ヲ
世ニ父ヲ
親ニ
殺ス

爲ㇾ称ㇾ宮ㇾ室ㇾ而ㇾ高ㇾ其ㇾ牆ㇾ榱ㇾ桷ㇾ之ㇾ美ㇾ非ㇾ不ㇾ欲ㇾ大ㇾ也ㇾ然ㇾ而ㇾ君子ㇾ弗ㇾ爲ㇾ者ㇾ以ㇾ其ㇾ不ㇾ合ㇾ於ㇾ仁ㇾ義ㇾ之ㇾ道ㇾ也ㇾ

稱ㇾ述ㇾ治ㇾ道ㇾ之ㇾ者ㇾ信ㇾ而ㇾ従ㇾ之ㇾ則ㇾ其ㇾ徳ㇾ日ㇾ進ㇾ而ㇾ名ㇾ日ㇾ顕ㇾ矣ㇾ

夫爲ㇾ人子ㇾ者三賜不ㇾ及ㇾ車馬故州閭郷黨称其孝也兄弟親戚称其慈也僚友称其弟也執友称其仁也交遊称其信也

會津の將卒妹尾徳藏なる者ハ其ノ父を喪ひて再娶せしも亦喪ひ又三娶せしも喪ひ四娶せしも喪ひ五娶せしも喪ひ六娶せしも喪ひ七娶せしも喪ひ八娶せしも喪ひ九娶せしも喪ひ十娶せしも喪ひ十一娶せしも喪ひ十二娶せしも喪ひ十三娶せしも喪ひ十四娶せしも喪ひ十五娶せしも喪ひ十六娶せしも喪ひ十七娶せしも喪ひ十八娶せしも喪ひ十九娶せしも喪ひ二十娶せしも喪ひ二十一娶せしも喪ひ二十二娶せしも喪ひ二十三娶せしも喪ひ二十四娶せしも喪ひ二十五娶せしも喪ひ二十六娶せしも喪ひ二十七娶せしも喪ひ二十八娶せしも喪ひ二十九娶せしも喪ひ三十娶せしも喪ひ三十一娶せしも喪ひ三十二娶せしも喪ひ三十三娶せしも喪ひ三十四娶せしも喪ひ三十五娶せしも喪ひ三十六娶せしも喪ひ三十七娶せしも喪ひ三十八娶せしも喪ひ三十九娶せしも喪ひ四十娶せしも喪ひ四十一娶せしも喪ひ四十二娶せしも喪ひ四十三娶せしも喪ひ四十四娶せしも喪ひ四十五娶せしも喪ひ四十六娶せしも喪ひ四十七娶せしも喪ひ四十八娶せしも喪ひ四十九娶せしも喪ひ五十娶せしも喪ひ五十一娶せしも喪ひ五十二娶せしも喪ひ五十三娶せしも喪ひ五十四娶せしも喪ひ五十五娶せしも喪ひ五十六娶せしも喪ひ五十七娶せしも喪ひ五十八娶せしも喪ひ五十九娶せしも喪ひ六十娶せしも喪ひ六十一娶せしも喪ひ六十二娶せしも喪ひ六十三娶せしも喪ひ六十四娶せしも喪ひ六十五娶せしも喪ひ六十六娶せしも喪ひ六十七娶せしも喪ひ六十八娶せしも喪ひ六十九娶せしも喪ひ七十娶せしも喪ひ七十一娶せしも喪ひ七十二娶せしも喪ひ七十三娶せしも喪ひ七十四娶せしも喪ひ七十五娶せしも喪ひ七十六娶せしも喪ひ七十七娶せしも喪ひ七十八娶せしも喪ひ七十九娶せしも喪ひ八十娶せしも喪ひ八十一娶せしも喪ひ八十二娶せしも喪ひ八十三娶せしも喪ひ八十四娶せしも喪ひ八十五娶せしも喪ひ八十六娶せしも喪ひ八十七娶せしも喪ひ八十八娶せしも喪ひ八十九娶せしも喪ひ九十娶せしも喪ひ九十一娶せしも喪ひ九十二娶せしも喪ひ九十三娶せしも喪ひ九十四娶せしも喪ひ九十五娶せしも喪ひ九十六娶せしも喪ひ九十七娶せしも喪ひ九十八娶せしも喪ひ九十九娶せしも喪ひ百娶せしも喪ひ百一娶せしも喪ひ百二娶せしも喪ひ百三娶せしも喪ひ百四娶せしも喪ひ百五娶せしも喪ひ百六娶せしも喪ひ百七娶せしも喪ひ百八娶せしも喪ひ百九娶せしも喪ひ百十娶せしも喪ひ百十一娶せしも喪ひ百十二娶せしも喪ひ百十三娶せしも喪ひ百十四娶せしも喪ひ百十五娶せしも喪ひ百十六娶せしも喪ひ百十七娶せしも喪ひ百十八娶せしも喪ひ百十九娶せしも喪ひ百二十娶せしも喪ひ百二十一娶せしも喪ひ百二十二娶せしも喪ひ百二十三娶せしも喪ひ百二十四娶せしも喪ひ百二十五娶せしも喪ひ百二十六娶せしも喪ひ百二十七娶せしも喪ひ百二十八娶せしも喪ひ百二十九娶せしも喪ひ百三十娶せしも喪ひ百三十一娶せしも喪ひ百三十二娶せしも喪ひ百三十三娶せしも喪ひ百三十四娶せしも喪ひ百三十五娶せしも喪ひ百三十六娶せしも喪ひ百三十七娶せしも喪ひ百三十八娶せしも喪ひ百三十九娶せしも喪ひ百四十娶せしも喪ひ百四十一娶せしも喪ひ百四十二娶せしも喪ひ百四十三娶せしも喪ひ百四十四娶せしも喪ひ百四十五娶せしも喪ひ百四十六娶せしも喪ひ百四十七娶せしも喪ひ百四十八娶せしも喪ひ百四十九娶せしも喪ひ百五十娶せしも喪ひ百五十一娶せしも喪ひ百五十二娶せしも喪ひ百五十三娶せしも喪ひ百五十四娶せしも喪ひ百五十五娶せしも喪ひ百五十六娶せしも喪ひ百五十七娶せしも喪ひ百五十八娶せしも喪ひ百五十九娶せしも喪ひ百六十娶せしも喪ひ百六十一娶せしも喪ひ百六十二娶せしも喪ひ百六十三娶せしも喪ひ百六十四娶せしも喪ひ百六十五娶せしも喪ひ百六十六娶せしも喪ひ百六十七娶せしも喪ひ百六十八娶せしも喪ひ百六十九娶せしも喪ひ百七十娶せしも喪ひ百七十一娶せしも喪ひ百七十二娶せしも喪ひ百七十三娶せしも喪ひ百七十四娶せしも喪ひ百七十五娶せしも喪ひ百七十六娶せしも喪ひ百七十七娶せしも喪ひ百七十八娶せしも喪ひ百七十九娶せしも喪ひ百八十娶せしも喪ひ百八十一娶せしも喪ひ百八十二娶せしも喪ひ百八十三娶せしも喪ひ百八十四娶せしも喪ひ百八十五娶せしも喪ひ百八十六娶せしも喪ひ百八十七娶せしも喪ひ百八十八娶せしも喪ひ百八十九娶せしも喪ひ百九十娶せしも喪ひ百九十一娶せしも喪ひ百九十二娶せしも喪ひ百九十三娶せしも喪ひ百九十四娶せしも喪ひ百九十五娶せしも喪ひ百九十六娶せしも喪ひ百九十七娶せしも喪ひ百九十八娶せしも喪ひ百九十九娶せしも喪ひ二百娶せしも喪ひ二百一娶せしも喪ひ二百二娶せしも喪ひ二百三娶せしも喪ひ二百四娶せしも喪ひ二百五娶せしも喪ひ二百六娶せしも喪ひ二百七娶せしも喪ひ二百八娶せしも喪ひ二百九娶せしも喪ひ二百十娶せしも喪ひ二百十一娶せしも喪ひ二百十二娶せしも喪ひ二百十三娶せしも喪ひ二百十四娶せしも喪ひ二百十五娶せしも喪ひ二百十六娶せしも喪ひ二百十七娶せしも喪ひ二百十八娶せしも喪ひ二百十九娶せしも喪ひ二百二十娶せしも喪ひ二百二十一娶せしも喪ひ二百二十二娶せしも喪ひ二百二十三娶せしも喪ひ二百二十四娶せしも喪ひ二百二十五娶せしも喪ひ二百二十六娶せしも喪ひ二百二十七娶せしも喪ひ二百二十八娶せしも喪ひ二百二十九娶せしも喪ひ二百三十娶せしも喪ひ二百三十一娶せしも喪ひ二百三十二娶せしも喪ひ二百三十三娶せしも喪ひ二百三十四娶せしも喪ひ二百三十五娶せしも喪ひ二百三十六娶せしも喪ひ二百三十七娶せしも喪ひ二百三十八娶せしも喪ひ二百三十九娶せしも喪ひ二百四十娶せしも喪ひ二百四十一娶せしも喪ひ二百四十二娶せしも喪ひ二百四十三娶せしも喪ひ二百四十四娶せしも喪ひ二百四十五娶せしも喪ひ二百四十六娶せしも喪ひ二百四十七娶せしも喪ひ二百四十八娶せしも喪ひ二百四十九娶せしも喪ひ二百五十娶せしも喪ひ二百五十一娶せしも喪ひ二百五十二娶せしも喪ひ二百五十三娶せしも喪ひ二百五十四娶せしも喪ひ二百五十五娶せしも喪ひ二百五十六娶せしも喪ひ二百五十七娶せしも喪ひ二百五十八娶せしも喪ひ二百五十九娶せしも喪ひ二百六十娶せしも喪ひ二百六十一娶せしも喪ひ二百六十二娶せしも喪ひ二百六十三娶せしも喪ひ二百六十四娶せしも喪ひ二百六十五娶せしも喪ひ二百六十六娶せしも喪ひ二百六十七娶せしも喪ひ二百六十八娶せしも喪ひ二百六十九娶せしも喪ひ二百七十娶せしも喪ひ二百七十一娶せしも喪ひ二百七十二娶せしも喪ひ二百七十三娶せしも喪ひ二百七十四娶せしも喪ひ二百七十五娶せしも喪ひ二百七十六娶せしも喪ひ二百七十七娶せしも喪ひ二百七十八娶せしも喪ひ二百七十九娶せしも喪ひ二百八十娶せしも喪ひ二百八十一娶せしも喪ひ二百八十二娶せしも喪ひ二百八十三娶せしも喪ひ二百八十四娶せしも喪ひ二百八十五娶せしも喪ひ二百八十六娶せしも喪ひ二百八十七娶せしも喪ひ二百八十八娶せしも喪ひ二百八十九娶せしも喪ひ二百九十娶せしも喪ひ二百九十一娶せしも喪ひ二百九十二娶せしも喪ひ二百九十三娶せしも喪ひ二百九十四娶せしも喪ひ二百九十五娶せしも喪ひ二百九十六娶せしも喪ひ二百九十七娶せしも喪ひ二百九十八娶せしも喪ひ二百九十九娶せしも喪ひ三百娶せしも喪ひ三百一娶せしも喪ひ三百二娶せしも喪ひ三百三娶せしも喪ひ三百四娶せしも喪ひ三百五娶せしも喪ひ三百六娶せしも喪ひ三百七娶せしも喪ひ三百八娶せしも喪ひ三百九娶せしも喪ひ三百十娶せしも喪ひ三百十一娶せしも喪ひ三百十二娶せしも喪ひ三百十三娶せしも喪ひ三百十四娶せしも喪ひ三百十五娶せしも喪ひ三百十六娶せしも喪ひ三百十七娶せしも喪ひ三百十八娶せしも喪ひ三百十九娶せしも喪ひ三百二十娶せしも喪ひ三百二十一娶せしも喪ひ三百二十二娶せしも喪ひ三百二十三娶せしも喪ひ三百二十四娶せしも喪ひ三百二十五娶せしも喪ひ三百二十六娶せしも喪ひ三百二十七娶せしも喪ひ三百二十八娶せしも喪ひ三百二十九娶せしも喪ひ三百三十娶せしも喪ひ三百三十一娶せしも喪ひ三百三十二娶せしも喪ひ三百三十三娶せしも喪ひ三百三十四娶せしも喪ひ三百三十五娶せしも喪ひ三百三十六娶せしも喪ひ三百三十七娶せしも喪ひ三百三十八娶せしも喪ひ三百三十九娶せしも喪ひ三百四十娶せしも喪ひ三百四十一娶せしも喪ひ三百四十二娶せしも喪ひ三百四十三娶せしも喪ひ三百四十四娶せしも喪ひ三百四十五娶せしも喪ひ三百四十六娶せしも喪ひ三百四十七娶せしも喪ひ三百四十八娶せしも喪ひ三百四十九娶せしも喪ひ三百五十娶せしも喪ひ三百五十一娶せしも喪ひ三百五十二娶せしも喪ひ三百五十三娶せしも喪ひ三百五十四娶せしも喪ひ三百五十五娶せしも喪ひ三百五十六娶せしも喪ひ三百五十七娶せしも喪ひ三百五十八娶せしも喪ひ三百五十九娶せしも喪ひ三百六十娶せしも喪ひ三百六十一娶せしも喪ひ三百六十二娶せしも喪ひ三百六十三娶せしも喪ひ三百六十四娶せしも喪ひ三百六十五娶せしも喪ひ三百六十六娶せしも喪ひ三百六十七娶せしも喪ひ三百六十八娶せしも喪ひ三百六十九娶せしも喪ひ三百七十娶せしも喪ひ三百七十一娶せしも喪ひ三百七十二娶せしも喪ひ三百七十三娶せしも喪ひ三百七十四娶せしも喪ひ三百七十五娶せしも喪ひ三百七十六娶せしも喪ひ三百七十七娶せしも喪ひ三百七十八娶せしも喪ひ三百七十九娶せしも喪ひ三百八十娶せしも喪ひ三百八十一娶せしも喪ひ三百八十二娶せしも喪ひ三百八十三娶せしも喪ひ三百八十四娶せしも喪ひ三百八十五娶せしも喪ひ三百八十六娶せしも喪ひ三百八十七娶せしも喪ひ三百八十八娶せしも喪ひ三百八十九娶せしも喪ひ三百九十娶せしも喪ひ三百九十一娶せしも喪ひ三百九十二娶せしも喪ひ三百九十三娶せしも喪ひ三百九十四娶せしも喪ひ三百九十五娶せしも喪ひ三百九十六娶せしも喪ひ三百九十七娶せしも喪ひ三百九十八娶せしも喪ひ三百九十九娶せしも喪ひ四百娶せしも喪ひ四百一娶せしも喪ひ四百二娶せしも喪ひ四百三娶せしも喪ひ四百四娶せしも喪ひ四百五娶せしも喪ひ四百六娶せしも喪ひ四百七娶せしも喪ひ四百八娶せしも喪ひ四百九娶せしも喪ひ四百十娶せしも喪ひ四百十一娶せしも喪ひ四百十二娶せしも喪ひ四百十三娶せしも喪ひ四百十四娶せしも喪ひ四百十五娶せしも喪ひ四百十六娶せしも喪ひ四百十七娶せしも喪ひ四百十八娶せしも喪ひ四百十九娶せしも喪ひ四百二十娶せしも喪ひ四百二十一娶せしも喪ひ四百二十二娶せしも喪ひ四百二十三娶せしも喪ひ四百二十四娶せしも喪ひ四百二十五娶せしも喪ひ四百二十六娶せしも喪ひ四百二十七娶せしも喪ひ四百二十八娶せしも喪ひ四百二十九娶せしも喪ひ四百三十娶せしも喪ひ四百三十一娶せしも喪ひ四百三十二娶せしも喪ひ四百三十三娶せしも喪ひ四百三十四娶せしも喪ひ四百三十五娶せしも喪ひ四百三十六娶せしも喪ひ四百三十七娶せしも喪ひ四百三十八娶せしも喪ひ四百三十九娶せしも喪ひ四百四十娶せしも喪ひ四百四十一娶せしも喪ひ四百四十二娶せしも喪ひ四百四十三娶せしも喪ひ四百四十四娶せしも喪ひ四百四十五娶せしも喪ひ四百四十六娶せしも喪ひ四百四十七娶せしも喪ひ四百四十八娶せしも喪ひ四百四十九娶せしも喪ひ四百五十娶せしも喪ひ四百五十一娶せしも喪ひ四百五十二娶せしも喪ひ四百五十三娶せしも喪ひ四百五十四娶せしも喪ひ四百五十五娶せしも喪ひ四百五十六娶せしも喪ひ四百五十七娶せしも喪ひ四百五十八娶せしも喪ひ四百五十九娶せしも喪ひ四百六十娶せしも喪ひ四百六十一娶せしも喪ひ四百六十二娶せしも喪ひ四百六十三娶せしも喪ひ四百六十四娶せしも喪ひ四百六十五娶せしも喪ひ四百六十六娶せしも喪ひ四百六十七娶せしも喪ひ四百六十八娶せしも喪ひ四百六十九娶せしも喪ひ四百七十娶せしも喪ひ四百七十一娶せしも喪ひ四百七十二娶せしも喪ひ四百七十三娶せしも喪ひ四百七十四娶せしも喪ひ四百七十五娶せしも喪ひ四百七十六娶せしも喪ひ四百七十七娶せしも喪ひ四百七十八娶せしも喪ひ四百七十九娶せしも喪ひ四百八十娶せしも喪ひ四百八十一娶せしも喪ひ四百八十二娶せしも喪ひ四百八十三娶せしも喪ひ四百八十四娶せしも喪ひ四百八十五娶せしも喪ひ四百八十六娶せしも喪ひ四百八十七娶せしも喪ひ四百八十八娶せしも喪ひ四百八十九娶せしも喪ひ四百九十娶せしも喪ひ四百九十一娶せしも喪ひ四百九十二娶せしも喪ひ四百九十三娶せしも喪ひ四百九十四娶せしも喪ひ四百九十五娶せしも喪ひ四百九十六娶せしも喪ひ四百九十七娶せしも喪ひ四百九十八娶せしも喪ひ四百九十九娶せしも喪ひ五百娶せしも喪ひ五百一娶せしも喪ひ五百二娶せしも喪ひ五百三娶せしも喪ひ五百四娶せしも喪ひ五百五娶せしも喪ひ五百六娶せしも喪ひ五百七娶せしも喪ひ五百八娶せしも喪ひ五百九娶せしも喪ひ五百十娶せしも喪ひ五百十一娶せしも喪ひ五百十二娶せしも喪ひ五百十三娶せしも喪ひ五百十四娶せしも喪ひ五百十五娶せしも喪ひ五百十六娶せしも喪ひ五百十七娶せしも喪ひ五百十八娶せしも喪ひ五百十九娶せしも喪ひ五百二十娶せしも喪ひ五百二十一娶せしも喪ひ五百二十二娶せしも喪ひ五百二十三娶せしも喪ひ五百二十四娶せしも喪ひ五百二十五娶せしも喪ひ五百二十六娶せしも喪ひ五百二十七娶せしも喪ひ五百二十八娶せしも喪ひ五百二十九娶せしも喪ひ五百三十娶せしも喪ひ五百三十一娶せしも喪ひ五百三十二娶せしも喪ひ五百三十三娶せしも喪ひ五百三十四娶せしも喪ひ五百三十五娶せしも喪ひ五百三十六娶せしも喪ひ五百三十七娶せしも喪ひ五百三十八娶せしも喪ひ五百三十九娶せしも喪ひ五百四十娶せしも喪ひ五百四十一娶せしも喪ひ五百四十二娶せしも喪ひ五百四十三娶せしも喪ひ五百四十四娶せしも喪ひ五百四十五娶せしも喪ひ五百四十六娶せしも喪ひ五百四十七娶せしも喪ひ五百四十八娶せしも喪ひ五百四十九娶せしも喪ひ五百五十娶せしも喪ひ五百五十一娶せしも喪ひ五百五十二娶せしも喪ひ五百五十三娶せしも喪ひ五百五十四娶せしも喪ひ五百五十五娶せしも喪ひ五百五十六娶せしも喪ひ五百五十七娶せしも喪ひ五百五十八娶せしも喪ひ五百五十九娶せしも喪ひ五百六十娶せしも喪ひ五百六十一娶せしも喪ひ五百六十二娶せしも喪ひ五百六十三娶せしも喪ひ五百六十四娶せしも喪ひ五百六十五娶せしも喪ひ五百六十六娶せしも喪ひ五百六十七娶せしも喪ひ五百六十八娶せしも喪ひ五百六十九娶せしも喪ひ五百七十娶せしも喪ひ五百七十一娶せしも喪ひ五百七十二娶せしも喪ひ五百七十三娶せしも喪ひ五百七十四娶せしも喪ひ五百七十五娶せしも喪ひ五百七十六娶せしも喪ひ五百七十七娶せしも喪ひ五百七十八娶せしも喪ひ五百七十九娶せしも喪ひ五百八十娶せしも喪ひ五百八十一娶せしも喪ひ五百八十二娶せしも喪ひ五百八十三娶せしも喪ひ五百八十四娶せしも喪ひ五百八十五娶せしも喪ひ五百八十六娶せしも喪ひ五百八十七娶せしも喪ひ五百八十八娶せしも喪ひ五百八十九娶せしも喪ひ五百九十娶せしも喪ひ五百九十一娶せしも喪ひ五百九十二娶せしも喪ひ五百九十三娶せしも喪ひ五百九十四娶せしも喪ひ五百九十五娶せしも喪ひ五百九十六娶せしも喪ひ五百九十七娶せしも喪ひ五百九十八娶せしも喪ひ五百九十九娶せしも喪ひ六百娶せしも喪ひ六百一娶せしも喪ひ六百二娶せしも喪ひ六百三娶せしも喪ひ六百四娶せしも喪ひ六百五娶せしも喪ひ六百六娶せしも喪ひ六百七娶せしも喪ひ六百八娶せしも喪ひ六百九娶せしも喪ひ六百十娶せしも喪ひ六百十一娶せしも喪ひ六百十二娶せしも喪ひ六百十三娶せしも喪ひ六百十四娶せしも喪ひ六百十五娶せしも喪ひ六百十六娶せしも喪ひ六百十七娶せしも喪ひ六百十八娶せしも喪ひ六百十九娶せしも喪ひ六百二十娶せしも喪ひ六百二十一娶せしも喪ひ六百二十二娶せしも喪ひ六百二十三娶せしも喪ひ六百二十四娶せしも喪ひ六百二十五娶せしも喪ひ六百二十六娶せしも喪ひ六百二十七娶せしも喪ひ六百二十八娶せしも喪ひ六百二十九娶せしも喪ひ六百三十娶せしも喪ひ六百三十一娶せしも喪ひ六百三十二娶せしも喪ひ六百三十三娶せしも喪ひ六百三十四娶せしも喪ひ六百三十五娶せしも喪ひ六百三十六娶せしも喪ひ六百三十七娶せしも喪ひ六百三十八娶せしも喪ひ六百三十九娶せしも喪ひ六百四十娶せしも喪ひ六百四十一娶せしも喪ひ六百四十二娶せしも喪ひ六百四十三娶せしも喪ひ六百四十四娶せしも喪ひ六百四十五娶せしも喪ひ六百四十六娶せしも喪ひ六百四十七娶せしも喪ひ六百四十八娶せしも喪ひ六百四十九娶せしも喪ひ六百五十娶せしも喪ひ六百五十一娶せしも喪ひ六百五十二娶せしも喪ひ六百五十三娶せしも喪ひ六百五十四娶せしも喪ひ六百五十五娶せしも喪ひ六百五十六娶せしも喪ひ六百五十七娶せしも喪ひ六百五十八娶せしも喪ひ六百五十九娶せしも喪ひ六百六十娶せしも喪ひ六百六十一娶せしも喪ひ六百六十二娶せしも喪ひ六百六十三娶せしも喪ひ六百六十四娶せしも喪ひ六百六十五娶せしも喪ひ六百六十六娶せしも喪ひ六百六十七娶せしも喪ひ六百六十八娶せしも喪ひ六百六十九娶せしも喪ひ六百七十娶せしも喪ひ六百七十一娶せしも喪ひ六百七十二娶せしも喪ひ六百七十三娶せしも喪ひ六百七十四娶せしも喪ひ六百七十五娶せしも喪ひ六百七十六娶せしも喪ひ六百七十七娶せしも喪ひ六百七十八娶せしも喪ひ六百七十九娶せしも喪ひ六百八十娶せしも喪ひ六百八十一娶せしも喪ひ六百八十二娶せしも喪ひ六百八十三娶せしも喪ひ六百八十四娶せしも喪ひ六百八十五娶せしも喪ひ六百八十六娶せしも喪ひ六百八十七娶せしも喪ひ六百八十八娶せしも喪ひ六百八十九娶せしも喪ひ六百九十娶せしも喪ひ六百九十一娶せしも喪ひ六百九十二娶せしも喪ひ六百九十三娶せしも喪ひ六百九十四娶せしも喪ひ六百九十五娶せしも喪ひ六百九十六娶せしも喪ひ六百九十七娶せしも喪ひ六百九十八娶せしも喪ひ六百九十九娶せしも喪ひ七百娶せしも喪ひ七百一娶せしも喪ひ七百二娶せしも喪ひ七百三娶せしも喪ひ七百四娶せしも喪ひ七百五娶せしも喪ひ七百六娶せしも喪ひ七百七娶せしも喪ひ七百八娶せしも喪ひ七百九娶せしも喪ひ七百十娶せしも喪ひ七百十一娶せしも喪ひ七百十二娶せしも喪ひ七百十三娶せしも喪ひ七百十四娶せしも喪ひ七百十五娶せしも喪ひ七百十六娶せしも喪ひ七百十七娶せしも喪ひ七百十八娶せしも喪ひ七百十九娶せしも喪ひ七百二十娶せしも喪ひ七百二十一娶せしも喪ひ七百二十二娶せしも喪ひ七百二十三娶せしも喪ひ七百二十四娶せしも喪ひ七百二十五娶せしも喪ひ七百二十六娶せしも喪ひ七百二十七娶せしも喪ひ七百二十八娶せしも喪ひ七百二十九娶せしも喪ひ七百三十娶せしも喪ひ七百三十一娶せしも喪ひ七百三十二娶せしも喪ひ七百三十三娶せしも喪ひ七百三十四娶せしも喪ひ七百三十五娶せしも喪ひ七百三十六娶せしも喪ひ七百三十七娶せしも喪ひ七百三十八娶せしも喪ひ七百三十九娶せしも喪ひ七百四十娶せしも喪ひ七百四十一娶せしも喪ひ七百四十二娶せしも喪ひ七百四十三娶せしも喪ひ七百四十四娶せしも喪ひ七百四十五娶せしも喪ひ七百四十六娶せしも喪ひ七百四十七娶せしも喪ひ七百四十八娶せしも喪ひ七百四十九娶せしも喪ひ七百五十娶せしも喪ひ七百五十一娶せしも喪ひ七百五十二娶せしも喪ひ七百五十三娶せしも喪ひ七百五十四娶せしも喪ひ七百五十五娶せしも喪ひ七百五十六娶せしも喪ひ七百五十七娶せしも喪ひ七百五十八娶せしも喪ひ七百五十九娶せしも喪ひ七百六十娶せしも喪ひ七百六十一娶せしも喪ひ七百六十二娶せしも喪ひ七百六十三娶せしも喪ひ七百六十四娶せしも喪ひ七百六十五娶せしも喪ひ七百六十六娶せしも喪ひ七百六十七娶せしも喪ひ七百六十八娶せしも喪ひ七百六十九娶せしも喪ひ七百七十娶せしも喪ひ七百七十一娶せしも喪ひ七百七十二娶せしも喪ひ七百七十三娶せしも喪ひ七百七十四娶せしも喪ひ七百七十五娶せしも喪ひ七百七十六娶せしも喪ひ七百七十七娶せしも喪ひ七百七十八娶せしも喪ひ七百七十九娶せしも喪ひ七百八十娶せしも喪ひ七百八十一娶せしも喪ひ七百八十二娶せしも喪ひ七百八十三娶せしも喪ひ七百八十四娶せしも喪ひ七百八十五娶せしも喪ひ七百八十六娶せしも喪ひ七百八十七娶せしも喪ひ七百八十八娶せしも喪ひ七百八十九娶せしも喪ひ七百九十娶せしも喪ひ七百九十一娶せしも喪ひ七百九十二娶せしも喪ひ七百九十三娶せしも喪ひ七百九十四娶せしも喪ひ七百九十五娶せしも喪ひ七百九十六娶せしも喪ひ七百九十七娶せしも喪ひ七百九十八娶せしも喪ひ七百九十九娶せしも喪ひ八百娶せしも喪ひ八百一娶せしも喪ひ八百二娶せしも喪ひ八百三娶せしも喪ひ八百四娶せしも喪ひ八百五娶せしも喪ひ八百六娶せしも喪ひ八百七娶せしも喪ひ八百八娶せしも喪ひ八百九娶せしも喪ひ八百十娶せしも喪ひ八百十一娶せしも喪ひ八百十二娶せしも喪ひ八百十三娶せしも喪ひ八百十四娶せしも喪ひ八百十五娶せしも喪ひ八百十六娶せしも喪ひ八百十七娶せしも喪ひ八百十八娶せしも喪ひ八百十九娶せしも喪ひ八百二十娶せしも喪ひ八百二十一娶せしも喪ひ八百二十二娶せしも喪ひ八百二十三娶せしも喪ひ八百二十四娶せしも喪ひ八百二十五娶せしも喪ひ八百二十六娶せしも喪ひ八百二十七娶せしも喪ひ八百二十八娶せしも喪ひ八百二十九娶せしも喪ひ八百三十娶せしも喪ひ八百三十一娶せしも喪ひ八百三十二娶せしも喪ひ八百三十三娶せしも喪ひ八百三十四娶せしも喪ひ八百三十五娶せしも喪ひ八百三十六娶せしも喪ひ八百三十七娶せしも喪ひ八百三十八娶せしも喪ひ八百三十九娶せしも喪ひ八百四十娶せしも喪ひ八百四十一娶せしも喪ひ八百四十二娶せしも喪ひ八百四十三娶せしも喪ひ八百四十四娶せしも喪ひ八百四十五娶せしも喪ひ八百四十六娶せしも喪ひ八百四十七娶せしも喪ひ八百四十八娶せしも喪ひ八百四十九娶せしも喪ひ八百五十娶せしも喪ひ八百五十一娶せしも喪ひ八百五十二娶せしも喪ひ八百五十三娶せしも喪ひ八百五十四娶せしも喪ひ八百五十五娶せしも喪ひ八百五十六娶せしも喪ひ八百五十七娶せしも喪ひ八百五十八娶せしも喪ひ八百五十九娶せしも喪ひ八百六十娶せしも喪ひ八百六十一娶せしも喪ひ八百六十二娶せしも喪ひ八百六十三娶せしも喪ひ八百六十四娶せしも喪ひ八百六十五娶せしも喪ひ八百六十六娶せしも喪ひ八百六十七娶せしも喪ひ八百六十八娶せしも喪ひ八百六十九娶せしも喪ひ八百七十娶せしも喪ひ八百七十一娶せしも喪ひ八百七十二娶せしも喪ひ八百七十三娶せしも喪ひ八百七十四娶せしも喪ひ八百七十五娶せしも喪ひ八百七十六娶せしも喪ひ八百七十七娶せしも喪ひ八百七十八娶せしも喪ひ八百七十九娶せしも喪ひ八百八十娶せしも喪ひ八百八十一娶せしも喪ひ八百八十二娶せしも喪ひ八百八十三娶せしも喪ひ八百八十四娶せしも喪ひ八百八十五娶せしも喪ひ八百八十六娶せしも喪ひ八百八十七娶せしも喪ひ八百八十八娶せしも喪ひ八百八十九娶せしも喪ひ八百九十娶せしも喪ひ八百九十一娶せしも喪ひ八百九十二娶せしも喪ひ八百九十三娶せしも喪ひ八百九十四娶せしも喪ひ八百九十五娶せしも喪ひ八百九十六娶せしも喪ひ八百九十七娶せしも喪ひ八百九十八娶せしも喪ひ八百九十九娶せしも喪ひ九百娶せしも喪ひ九百一娶せしも喪ひ九百二娶せしも喪ひ九百三娶せしも喪ひ九百四娶せしも喪ひ九百五娶せしも喪ひ九百六娶せしも喪ひ九百七娶せしも喪ひ九百八娶せしも喪ひ九百九娶せしも喪ひ九百十娶せしも喪ひ九百十一娶せしも喪ひ九百十二娶せしも喪ひ九百十三娶せしも喪ひ九百十四娶せしも喪ひ九百十五娶せしも喪ひ九百十六娶せしも喪ひ九百十七娶せしも喪ひ九百十八娶せしも喪ひ九百十九娶せしも喪ひ九百二十娶せしも喪ひ九百二十一娶せしも喪ひ九百二十二娶せしも喪ひ九百二十三娶せしも喪ひ九百二十四娶せしも喪ひ九百二十五娶せしも喪ひ九百二十六娶せしも喪ひ九百二十七娶せしも喪ひ九百二十八娶せしも喪ひ九百二十九娶せしも喪ひ九百三十娶せしも喪ひ九百三十一娶せしも喪ひ九百三十二娶せしも喪ひ九百三十三娶せしも喪ひ九百三十四娶せしも喪ひ九百三十五娶せしも喪ひ九百三十六娶せしも喪ひ九百三十七娶せしも喪ひ九百三十八娶せしも喪ひ九百三十九娶せしも喪ひ九百四十娶せしも喪ひ九百四十一娶せしも喪ひ九百四十二娶せしも喪ひ九百四十三娶せしも喪ひ九百四十四娶せしも喪ひ九百四十五娶せしも喪ひ九百四十六娶せしも喪ひ九百四十七娶せしも喪ひ九百四十八娶せしも喪ひ九百四十九娶せしも喪ひ九百五十娶せしも喪ひ九百五十一娶せしも喪ひ九百五十二娶せしも喪ひ九百五十三娶せしも喪ひ九百五十四娶せしも喪ひ九百五十五娶せしも喪ひ九百五十六娶せしも喪ひ九百五十七娶せしも喪ひ九百五十八娶せしも喪ひ九百五十九娶せしも喪ひ九百六十娶せしも喪ひ九百六十一娶せしも喪ひ九百六十二娶せしも喪ひ九百六十三娶せしも喪ひ九百六十四娶せしも喪ひ九百六十五娶せしも喪ひ九百六十六娶せしも喪ひ九百六十七娶せしも喪ひ九百六十八娶せしも喪ひ九百六十九娶せしも喪ひ九百七十娶せしも喪ひ九百七十一娶せしも喪ひ九百七十二娶せしも喪ひ九百七十三娶せしも喪ひ九百七十四娶せしも喪ひ九百七十五娶せしも喪ひ九百七十六娶せしも喪ひ九百七十七娶せしも喪ひ九百七十八娶せしも喪ひ九百七十九娶せしも喪ひ九百八十娶せしも喪ひ九百八十一娶せしも喪ひ九百八十二娶せしも喪ひ九百八十三娶せしも喪ひ九百八十四娶せしも喪ひ九百八十五娶せしも喪ひ九百八十六娶せしも喪ひ九百八十七娶せしも喪ひ九百八十八娶せしも喪ひ九百八十九娶せしも喪ひ九百九十娶せしも喪ひ九百九十一娶せしも喪ひ九百九十二娶せしも喪ひ九百九十三娶せしも喪ひ九百九十四娶せしも喪ひ九百九十五娶せしも喪ひ九百九十六娶せしも喪ひ九百九十七娶せしも喪ひ九百九十八娶せしも喪ひ九百九十九娶せしも喪ひ千娶せしも喪ひ千一娶せしも喪ひ千二娶せしも喪ひ千三娶せしも喪ひ千四娶せしも喪ひ千五娶せしも喪ひ千六娶せしも喪ひ千七娶せしも喪ひ千八娶せしも喪ひ千九娶せしも喪ひ千十娶せしも喪ひ千十一娶せしも喪ひ千十二娶せしも喪ひ千十三娶せしも喪ひ千十四娶せしも喪ひ千十五娶せしも喪ひ千十六娶せしも喪ひ千十七娶せしも喪ひ千十八娶せしも喪ひ千十九娶せしも喪ひ千二十娶せしも喪ひ千二十一娶せしも喪ひ千二十二娶せしも喪ひ千二十三娶せしも喪ひ千二十四娶せしも喪ひ千二十五娶せしも喪ひ千二十六娶せしも喪ひ千二十七娶せしも喪ひ千二十八娶せしも喪ひ千二十九娶せしも喪ひ千三十娶せしも喪ひ千三十一娶せしも喪ひ千三十二娶せしも喪ひ千三十三娶せしも喪ひ千三十四娶せしも喪ひ千三十五娶せしも喪ひ千三十六娶せしも喪ひ千三十七娶せしも喪ひ千三十八娶せしも喪ひ千三十九娶せしも喪ひ千四十娶せしも喪ひ千四十一娶せしも喪ひ千四十二娶せしも喪ひ千四十三娶せしも喪ひ千四十四娶せしも喪ひ千四十五娶せしも喪ひ千四十六娶せしも喪ひ千四十七娶せしも喪ひ千四十八娶せしも喪ひ千四十九娶せしも喪ひ千五十娶せしも喪ひ千五十一娶せしも喪ひ千五十二娶せしも喪ひ千五十三娶せしも喪ひ千五十四娶せしも喪ひ千五十五娶せしも喪ひ千五十六娶せしも喪ひ千五十七娶せしも喪ひ千五十八娶せしも喪ひ千五十九娶せしも喪ひ千六十娶せしも喪ひ千六十一娶せしも喪ひ千六十二娶せしも喪ひ千六十三娶せしも喪ひ千六十四娶せしも喪ひ千六十五娶せしも喪ひ千六十六娶せしも喪ひ千六十七娶せしも喪ひ千六十八娶せしも喪ひ千六十九娶せしも喪ひ千七十娶せしも喪ひ千七十一娶せしも喪ひ千七十二娶せしも喪ひ千七十三娶せしも喪ひ千七十四娶せしも喪ひ千七十五娶せしも喪ひ千七十六娶せしも喪ひ千七十七娶せしも喪ひ千七十八娶せしも喪ひ千七十九娶せしも喪ひ千八十娶せしも喪ひ千八十一娶せしも喪ひ千八十二娶せしも喪ひ千八十三娶せしも喪ひ千八十四娶せしも喪ひ千八十五娶せしも喪ひ千八十六娶せしも喪ひ千八十七娶せしも喪ひ千八十八娶せしも喪ひ千八十九娶せ

一のやしき内外のまわりを父と共にまわりあるきながら、父は時々立ちどまって、ここは何の為の建物、あそこは何の為の建物と、父の知っている限りを教えてくれました。ふと気がついてみると、私は十歳まで、ここで育ったのだなあと、しみじみ思いました。

そのうちおしたくができて、父と私の二人は、人力車に乗りました。車夫は、元来父の利益になる事業を興すと、その為に、父の財産を、ほとんど全部使い果たしてしまったのを、父の為に、大変残念がってくれました。

父は、老いても健康で、相変らず元気よく、車上で、いろいろの話をしました。

こうして、ゆれる気もちのいい車の上で、父と二人、ゆっくり話をしながら行くのは、何年ぶりの事でしょう。

小一時間の汽車の旅も、父と二人の為には、実にみじかく感じました。

停車場から、村の入口まで、車夫に引いてもらって、そこで車夫に別れました。

父と私とは、ゆっくりゆっくり、村の中を歩いて行きました。

父は、あの老者はどうした、この時分は何をしているかなどと、村の人の事を、いろいろ聞きました。

父は、あの老者はどうした、この時分は何をしているかなどと、村の人の事を、いろいろ聞きました。

父と私とは、ゆっくりゆっくり、村の中を歩いて行きました。

こうして、ゆれる気もちのいい車の上で、父と二人、ゆっくり話をしながら行くのは、何年ぶりの事でしょう。

小一時間の汽車の旅も、父と二人の為には、実にみじかく感じました。

停車場から、村の入口まで、車夫に引いてもらって、そこで車夫に別れました。

屋奥の口通のもの所ゆへ宅の角通りの中央の奥の口ゟ入ル事

為二人子者居不レ宅奥坐不レ中レ席行不レ中レ道立不レ

中レ門

過させられしにやむ事を得ずして此大路にて急く
花山院の三位中将乃亭にさしかゝらせ給ふに東洞院
西の門を通らせ給ひてしも棟門の前にて御車たてられを
おろされお供の者にかゝせられ給ひけれ
人あやしみて見物をなし給ふ 殿下のいれは尊白者いや
しくも此の摂籙たらは三位中将をうやまふにあらされ
彼亭には其の祖貞信公住給ひしへさせなりし兔莫
あれハいくらそ礼をなさるれ たのしけ京極大殿の
給ふさたにおもしなれし事あらとそ仰られ何れ貞信公ハ
きこえし業を成して首ふ召れハ式部にて親王の家に
ちょう事也本をけれはおろし枝にてせられて花山院の
小野の西乃妻戸の庭前にて参りて三河ららる後
あれたらそし

父母の辞におゆるを父母此頭を見まもらせて
父母の前にて教戒見聞事を須臾も守らて忘れすし

無られ勤め總て父母の心に先立て其志をさとり
言付を待ずして其事をなすべし 父母を愛する
其の者和気愉色婉容ありてやはらけ参らせ
事を務めありてこそ父母の心を慰むへし 又厳
恪にて面しきハ孝子の容にあらず 増て事をい
言ふにハ我か儘を好みて事ハ不平の色を述
顔にあらはし忽ち心を悪しく 孝子ハ危きに
登らず深きに臨まず父母の遺躰を殆うせず
人の性に人を非しる事を欲せす 笑ハ

事状欲せん事を楽て後笑をて人乃
笑事雑言を為ん事を
ち淫酒をこのみ
ものれ文学を遠ざくる事を
論ずれ事明なる者ハ已を
しかへて
露ほども人をそしり
若ハそして人の非
已をてそんたん人乃如
聴於無聲視於無形不登高不臨深不苟訾不

苟笑

久我大臣雅実公
源氏の後の如くて陳右大弁
とやうて大内を見くる
人とやうや孫の物と人を
さくれ面をもるうた
しの皆を二そくも
つて面人てそうれ
臨房一ハさもあるし
られしまの
よろこハ

扨て公のいとけなくしてその仁やさしく孝心の
及ばれぬ事ありいふてまゐらせしによろこびけれ
しとぞ
若狭国遠敷郡丹生の郷弘吉といふものあり幼き時に
父ハ身まかりしかバ母の名をわかれの毎日観乃墓所にも
詣けて懇勤を弾じ涙を流し名残させて母をやし
なれたかしづきよからぬく孝行の誠を尽しけるやうの
ある事又たぐひなしまゝ冬の寒きゝにハ紀の母
温めし火炉を設け夏の暑き日ハ涼しく風をいれ歎ず
乃食物も母の好のきぬるやうなることしうすそ時を辞せず
臨りくし文也和らか物語し其外の事母の心に
違ハしとんで孝行し侍されハいさゝの田地を孝養の
いとなみて耕しくけへき事を悩らさりしのハ母を
養ひし料とのつくりて其なんばありし事多事なるか名わ
諸人早魃なとして一村ハ皆損毛もされ事ありしか
弘吉の田地のミハよく実りて去かのむらも名わハ人も是れ
其地の神明彼の孝行にめでてせさせられて福祉を得しける
これにやかゝる此事やかて厳閣に達し
名代ハ勅して位二階を叙せられ其孝行を賞し給ハやさしく
貞観年中の此事也しとぞ

親いましれ時ハ揃ハ婚姻の數人の禮を以て父母の事を
行ふへし人より馳走の八珍として父母に供へむもつとも
以ふ悪しんて其亡後ハ父母を追慕して名行のう
為りてせさられをなすへし

王藻曰親在行禮於人稱父人或賜之則稱父
拜之

丸部明麿ハ讃岐国三野郡の人也年十八にて京師に
入宮府にて勤務せる事数度なりしか八

父母疾病あれば
容色ひそめ
食すゝめ無肉
酒のまず論小
歯も見ゆれそ
ゆゑ

父母病あれば容色ひそめ憾を
食すゝめ無肉をもゆるし食し
酒をのまず論小節元を國司言とせしの八動あわて位
三階て家せられ月を論ずるよくこと肉の年貢
ゆゑ

病ひ
ゆゑ

病ひあれば憂てゆゑ
かゝりうけゆゑ

曲禮曰父母有疾冠者不櫛行不翔言不惰琴
瑟不御食肉不至齒變味飲酒不至變顏笑不至
矧怒不至詈疾心復故

父母を敬ふ第一其次は身を立ることハ人の人たる道
なり次に諸藝にいたりてハ人々の好にまかすべし
されバ父母を尊ぶ事第一其次ハ我身を致し力を尽し
能養ふにあり抑親を辱しめず親に辱をあたへざれ
二の孝なれ人ハ父母をよく養ふ事を第一とすべ
けんや

内則曰曾子曰孝子之養老也樂其心不違其志樂其耳目安其寢處以其飲食忠養之孝子之身終是故父母之所愛亦愛之父母之所敬亦敬之至犬馬盡然而況於人乎

祭義曰曾子曰孝有三大孝尊親其次弗辱其下能養

絵屋勘兵衛ハ京師小川町の人なり父と清の人ぞ
まかりたるゝなし父ハ好て酒を飲しかバ常に
酒をあたへしかど父を孝の家の者にしかども
たゞ思ひてまん楽にあそばしかバ勘兵衛史帰
れば家のくれゆく程に金入たる箱をかくれ
おて寛石多く集てめぐくハ父がおもておもて逃し
まかりけしまひ川にたおして優これ流く
のびて光明のあまりて起て伺れ家をまて酒の
優とも父ハいとく流くる事の仰らくきかし以る
父をかゝへてよろこびて嬉やつぎ入れおもはれそ
酒も思ひすみるハのこ入れ父を老くるまれ

趨一一父母如(いう)之(く)接(むか)之(く)無(な)不(く)源(したが)之(く)敬(つつし)之(く)起(おこ)一一孝(こう)敬(つつし)起(おこ)之(く)

内則曰父母有過下氣怡色柔聲以諫諫若不
入起敬起孝說則復諫不說與其得罪於鄉黨
州閭寧熟諫父母怒不說而撻之流血不敢疾
怨起敬起孝

舍人下(くだ)公助之(く)敬(つつし)起(おこ)之(く)孝(こう)

作ゐて事に当りそれを八歳も有ちゐて後世に残せるやうにしてそ孫も知ぶ男一人ありとも

我身をて父母の遺骸をれハ物初ふも敬ふて埋ふ

まゐ身ハ貧賤たゐ所ゐくまゐ

ゐく居ゐるとも容貌をそ一ゐ不快ハ身もち

まゐくそれ男子事てゐて誠志をそ一まを敬

して私なく服ゐ頼ゐ信ぶ心あゐく

実ゐ豆ふ苦ハ責ゐいたゐの体をあゐ人のそれ

義強ふ勇なゐふ孝ゐ

それハ実愚ふ男ふ義志をふ命ふ

おゐむ母親ふ起ゐ人の世てある男乃

ゐゐふ法をそ修ゐ父母ふ養ゐ面てそせふれ法ふ

法面そ愛して父母ふ先ふく

取一ふせひゐれ父母ふ

いゐゆれ大変ゐくそ乃

好ゐてゐふ白米ふ路おゐ一名ゐそ人の

助ふく獨ゐしてゐふ事も

只義を思んて死ぬへし文さされつて あら法名の
ちの名乃て逆川はされは嶽親て乃ひ不孝乃
ものかなるべし

祭義曰曾子曰身也者父母之遺體也行父母之遺體敢不敬乎居處不莊非孝也事君不忠非孝也涖官不敬非孝也朋友不信非孝也戰陳無勇非孝也五者不遂裁及於親敢不敬乎

村上彦四郎義光ハ義隆か父なり元弘三年大塔宮
ここの城の事て吉野の城にて籠り玉ふ時關東の大軍二階堂
出羽入道を始として寄せ來り(?)宮の御運(?)

城の究竟の切所なれハたやすくおちへしともミえさり
けれハ宮の御方ニハ岩菊丸を案内として搦手の
勢金峯山より攻よせけれハ前後の敵をふせきかねて
城方多く討死しける宮も今ハのかれぬ所なりと思召切て
二十餘人を前後に立て東西を払ひ南北へおひ黒煙を
たてゝ切て出させ給ひけれハ村上彦四郎義光ハ大手にて
戦ひけるか這て見れハ大手十八筋折かけて宮の御前に來て
申けるハ敵すてに木戸を破り候へハ今ハのかれさせ給ふ
此城まて切を立させ玉ふ事叶ひかたし義光の御物具を
給ハりて御名を名のり敵を欺き候ハんうちに落させ給ふ
へしとて其のちにわかつて鎧よろひをぬき
敵兵乃落させ給ふ(?)
おそれあるやうにいへとも兄弟(?)して御最期の
所の御物具をもの(?)
御諱の字を冒(?)ならく
敵を欺きけれハ宮ハのかれける事あるへき死の
一所にて討死(?)をしけれハ義光諱
あるへしとてなきまきれ(?)漢祖紀信て(?)ゆれし

従て京師をおもむく桜井の駅にいたりし時正成卿正行をちかく
よびていはく獅子ハ子を生て三日にしてよくおしゆ
父を学ぶといへり汝幼しといへども已に十歳にすぐしたり
我の此言能く聞てよく事をなせ我ハ今度の軍に死せバ天下ハ
降て尊氏に帰せん其時にあたりて汝いやしくも身を
保ち家を安ぜんがために降参を朝敵にくだし忠孝の儀を
なげうつべからず我が一族残り居て忠死して父の志を継べし
是汝が大孝なりといひて流涕して諭る正行落涙して
其後湊川にをいて戦死しける後に正行悲歎に感じ且
其識の面をもて首級にぞ送りけれバ正行
是を見て悲憤にたへず密に仏間に入て自殺せんとせしを
母制止して汝が今ハ汝の父が遺言として桜井の駅にての
しめし汝が忘れまじと思ひて汝が幼しといへども
死後ハいかにも事をあづけ置しハ汝が志のこし
なりしハ我人の族賊を討滅し王室を扶翼し
父の志を継しめんとの心にてあらずや何ぞ今汝いさぎよく
乃濫に死を急くせん事甚し不孝乃
甚しきにあらずやと正行これをきゝて大に後悔し流涕して止
むそれより遊戯にも常に弓剣を携へて軍法の
容をなしけり長ずるに及でハ其勢を取して是則いふも是
将軍の首を取て我が首をきられんも我本懐なるともまつ
いたく朝敵の首をとらんと念じ朝家を補翼し
父の志を継んとの心にてしばらくも忘れず既に成人して
まづ累代の恩人なる帝の宸襟をやすく師を進め住吉天王寺に
おもむきて列陣の軍あまたゝびにして
数万の敵人これに文判官にあたらんとして細川
顕氏山名時氏に対し大に是を敗る事あまた
まして一度も敗北のことなかりし然れども南朝の王室日々に
おとろへ正行一族の師臨後乃功をなし奉るべき事を知りて
正平四年正月死を決して京師にせまる尊氏震懼し
執事高師直師泰をはなちて是を拒しむ正行
八百余騎にて正行の兵纔三千余人四條縄手にて撃破り
兵勢衰へとして尊氏の兵仁木細川千葉宇都宮の
精兵を一手に隊をなしてひしひしと是を取まかせて正行

あるハ戦て大まけを取る師直名ある事あれは上山(うへやま)六郎なりけるものミつから師直と称し鎧をとりかへ戦没せこそ危き命をまぬかれんと手より正行上山か首をとりて大ふよろこひ勝ちて師直にあらざりける事を知りて怒りてなほ遁世(?)師直事まぬかれし危き時須き平四郎といへるもの強弓(つよゆみ)の手だれにして正行を射術せてなる婦人の形してまかりに正行を射れ矢其にて自由ならず事心一筋(いつすぢ)に正行も痛手(いたで)たまきんとまで戦雲の手に助らしとて舎弟の正時と共に差し違へて死す其時二十三歳とて天下しほみな人しほれけるのぞみ此ハ忠孝を感じて死れもまれといふ事なし

文三(ぶんそう)某ハ佐那田余一義忠か郎等なり治承四年八月廿三日右兵衛佐頼朝公伊豆国にて軍をあげ(まけよ)給ふ石橋の戦に佐奈田義忠に命じて先陣たらしむ義忠先陣の名を蒙り畏て御前をまかり文三を招きて義忠不肖の身なれど多くの中に撰ばれて先陣の御旨を蒙る事弓矢とる身の面目是にすぎたる事やあるべき汝ハ

今度の戦にハ命をすつる事なれハ軍(?)しても帰る事なきようあらし母と妻子(?)ハ若二人の子をもちたる者なれハ世の中にまかりて隠れ住みて佐殿の世に出給ふを待たまへと申ける文三申けるハ君の二筋の此時より我命ハ君に奉りぬれは命を捨んて姫(ひめもす)に御供して戦ふへしとて其人も泣く涙を流しける事世のみならず忠孝のそなへたる人ハ家(?)五十七歳に入たりて其命を先陣にて死んとのみ申て君の御恩を申して年来(?)の身を守らん事ハ佐那田余一の家臣にハ恥ある事なり我文三と共に死ぬ気をいたさんとてかたく申しけれハ其中にも恥しく思ひたる事を浅(?)からず仰せられてや会て主の為に六郎丸と以て者を出させたり南軍入乱て主従の中へ乱れ入り振舞して終に戦死したりけり文三ハ一所にてかくていひけるも首を取りて主の余一が首を見て主の余一の首を見て恥ありて今は

國家之大事なるかゆゑに君子の人は
ふかくこれをつゝしみ危(あやう)き路(みち)を
ふむことなかれ已(すで)に死(し)を
知(しり)て仁(じん)をなすは
勇(ゆう)なり
論語曰孔子曰篤信好學守死善道
又曰志士仁人無求生以害仁有殺身以成仁
高橋紹運(たかはしじょううん)の果敢(はたし)て筑前國岩屋城(ちくぜんのくにいわやじょう)を守(まもり)
られしも大友家(おおともけ)やう大恩(たいおん)を報(むくい)んとの
ことなりき天正十四年

七月薩州の太守嶋津修理大夫義久数萬騎の兵を
ひきゐて将軍乃先登の旗をおしたてせめかゝりけれバ
岩屋の城ハ要害の地にあらねバ宝満が嶽にたてこもり
て防戦すべしといへども将軍ことに頼みたまひ
けれバとて籠りたる軍にあらねバ敵におしよせられて
たゝかひ打死しけるあひだ大友の兵ども口惜しき事におもひて
わが境界の城々にこもりて義久が軍をふせぎけれバ
ちからなくて嶋津の大軍城をかこみてきびしく攻けれバ
城中よりいでゝ戦ふといへどもかなはず終にせめおとされぬ
義久の士大将新納武蔵守忠元矢文を以て城中に
申しつかはしけるハ紹運ハ聞ゆる勇士なれバ
此度降参せバ将軍の武勇を以て免さるべしと
いひおくりけれバ紹運これをきゝて大友家に二心なき旨返答して
いさぎよく打死しける其後大友家の勢ひおとろへて
切支丹を信じ政教をすてゝ廃れしハ
ひとへに一法一池と申しける故にこそあれ
紹運あつぱれの武将にてありけれ大友家久しく
相伝せしハこれ紹運が忠勤によれりと云ふべし

つゝく麻生外記と申すものにて此人ハ今年紹運とも
かやうの事にて此間にいたるまで籠城し所々の合戦に
参じ人々よく知れる所なり豊後清長の時代にも
かの細川高国赤松山名を頼みして今川武田などと
同じく尼子大内等一たびは争ひし時代もあれど
いつとなく紹運ハ此の時にあたりて甚だ勇をふるひ
て城を守りけるや大友乃家も右大将頼朝卿の時より
しりて子孫國を守り来れる家なれバ日向の軍やおくれし
より此の方二心ありとの沙汰も出来て大友の家衰へたり
されバ今秀吉公大軍を以て九州にむかはせ
たまひ薩摩の嶋津を征伐したまひし事も
ひとへに紹運が忠節の程を見て感じ給ひし
ゆへなりと人々申しあへり紹運の子統虎ハ父に
劣らぬ勇士にて秀吉公の御感にあづかり筑後柳河に
封じられ後に立花左近将監宗茂と申す其家
今に相伝して紹運の名声ハ世に高し誠に
あつぱれ忠臣の鑑とぞいひ伝へける

國人(くにたみ)共、孝哉妹(いもうと)矣、與(より)其子(そのこ)而(て)異(こと)乎(か)吾(わが)之(の)所(ところ)聞(きく)也、
よき子(こ)あつて、其(その)父母(ふぼ)に稱(ほめ)られて、異(こと)なることを聞(きか)ず、
祭義曰曾子曰君子之所謂孝也者國人稱頌
然曰幸哉有子如此所謂孝也已
倫中國(ちうごく)陷口部(かんこうぶ)梁(やな)其(その)善(よき)事(こと)村(むら)里(さと)動(どう)稱(しやう)之(これを)而(て)已(やめ)不(ず)
見(あらはれ)于(に)外(そと)也(なり)如(ごとき)此(これ)者(もの)雖(いへども)曰(いはく)孝(こう)而(て)已(やめ)不(ず)
可(べし)謂(いふ)孝(こう)也(なり)○論(ろん)語(ご)の二(ふた)章(しやう)共(とも)に孝(こう)を言(いへ)ども
孝(こう)に至(いたる)ること甚(はなはだ)しく異(こと)なり○其(その)善(よき)事(こと)も世(よ)に
公(おほやけ)にせられず其(その)人(ひと)も世(よ)に知(しら)れざる
ものあり又(また)其(その)人(ひと)も世(よ)に知(しら)れ其(その)善(よき)事(こと)も
公(おほやけ)にせられて人(ひと)皆(みな)稱(ほめ)ることあり

孝行に及ぶ人あまたあれハましていはんやむ
こゝろみにあらはるゝものにて一邑の人の辞皆一口に
ほむるなりとぞ

父母は慈愛の思ひ勤労の労苦をつくされ
孝道をたすけ給ふ然るに力を用ゆ
せいい身を修め徳を積み仁を守るを義なり
安し誠心を尽し国家の為用を助くる人を事を
学び官に進みて君に事を行ふ功労を用ゆと
いふ道徳ハ人に加へ爵禄労に優て栄名を揚る人
あり父母の恵をなを還すべき也と云

孝有三小孝用力中孝用労大孝不匱

従三位小野篁卿ハ参議岑守の長子にして父岑守卿
陸奥守にておもむかれしが弓馬の術をのみ事とし
して学業のみちにおこたりしかば学業を廃せられしを
嵯峨帝聞召て学業を勤めよと勅ありしを篁おほいに恥
まし学業を懸命に勤めて学業を勤め学者の名を
しりし文章詩賦にたくみにして学識の道にすぐれ
たりしかば天下のことにて父母に事て孝をつくし
天長中父岑守卿身まかりしかば哀傷し給ふ
ほど哀毀しておもかげもかはりし程なりしが後禄を
辞して親族にまじはりてもいとおごらずして
兼和田の遺使たりし心のごとくあつくしてまた
しかハ慈しみてゆたかにわかちて親族にわかち
あまたの事とまた匹夫の孝を行ひたる事もなし
のみならず父母に事て孝を尽されし
ことあはれなりし

天地萬物之中人爲貴也
なり父母既に生
まく我や我や
曾子曰天之所生地之所養無人爲大父母全
而生之子全而歸
之可謂孝矣

日用
飯豆腐大根二條宜町の富家にても時分の
物ゆゑ多くの一。また夕飯
小学の書よく好て孝道乃事をも

我をそだてんとて
今日まで
やめ酒悪の数々
好る事乃父母の
西保田をも
出入共に
つゝしみ
こと
つゝて
三年
おしへ
一まで
て四年
そだて
一日
十日
一
一
おし

四つくる事ゆゑ禁ずる所なり父母を
したふ心ありてこの物をくはざるにはあらず
いにしへは人数の多き事なれば父母
父母のこされし一物をも他人にあたへ
たの分ばかりを一挙に
大なるあやまちおかし
父母をうしなひてやまひ
多し一延宝さまのみぎり
て葬らんとして其内父母の墓をほり
我善事あれば親亦称して
もてなす父兄過あれば
是を除く
坊記曰善則称親過則稱己

祭義曰士庶人有善本諸父母存諸長老
小像相列猶の倫
ありてかくなん
ある日いまの事
候て
恐て
敵地
父
して
油の如
以
傷
思
せ
仏

父母已を悦ぬ愛し給ふ事あら八身を修め
まくをもて父母も歎誡又之を悪こそ
事あら八身を修めまくをもて父母も歎誡又之を悪こそ
かも無ふ成ぬるあるべし

祭義曰曾子曰父母愛之喜而弗忘父母悪之
懼而毋怨
(曾子の名は參、孔子の門人、父母の事は孝を以て事ふるを云ふ、那の人々と爭ふ事なく、人と爭ふ事なくして、父母の愛し給ふ事を喜びて忘れず、父母の悪み給ふ事ありとも、身を修めて怨ざるを云ふ、父母の悪み給ふ事ありとも、身を修めて怨ざるを云ふ、父母の悪み給ふ事ありとも、身を修めて怨ざるを云ふ)

一言以而可以終身行之者其恕乎己所不欲勿施於人
(恕は己の心を以て人の心を忖度する事なり、己の欲せざる事は人も亦欲せざるべしと忖度して、己の欲せざる事を人に施さゞるを云ふ、己の欲せざる事を人に施さゞるを云ふ、己の欲せざる事を人に施さゞるを云ふ)

父母我ヲ愛シ我ヲ喫ス
如シ之ヲ人ニ
人怨ヲ
呼ンデ之ヲ
曾子曰壹擧ヲ而不敢忘父母壹出言而不敢
忘父母

讐者長箭ヲ
最モ
長箭小箭ノ
射回ヲ
今モ

此ヲ以テ
接スル
新ヲ
攻ル
厚ク
招カレ
ヤ

父母俱存兄弟無故一樂也

論語曰孔子曰今之孝者是謂能養至於犬馬皆能有養不敬何以別乎

太戴禮曰曾子曰孝子無私樂父母所憂憂之

父母所樂樂之

仁明天皇御母檀林皇后のおつまりけるおり給仕して
ゐまゐらせ給ふに大后の車よりおち給ひて出車をもおりさせ給ひて
給ふ時もまゐる遠くして迎へ給ふ事此例のごとくいつせ
給ふ事なし入せ給ふまでまゐりて後ぞ入せ給ふ
よりの車をめして後ぞ御車入せ給ふ
思給ふるとぞ大后仰ありける
いつくしきことをもつくせり
ト云ふ孔子の仰の及ばせ給ひて
給ひて今日まゐりたるぞ
これをれ人々ゆめ〳〵怠り給ふ
北條武蔵守泰時の饗應の義
事にて泰時代て執行と
泰時のもてなしとそ
ゆゑ事と泰時ぞと思ひ

父母當長小道以偷

起し給ひて只今重盛か首をめさるへしと申されけれハ入道殿ハ先を聞
袖をしほりつゝなく〳〵諫申されけれハ入道殿ハ
なひくものから申事も全く身のためならすたゝ入道殿
おごる頼命ハくちはしたゝ子孫末代まで
安穏ならんとおもはれての申事なりしかとも内府乃
人々にも諫ゐんふかしとて、いひしハいつ経まても
なりひなかるへしとて只々上ハ奥にまて内へいりけり
さてしも内府思ひけるハ入道殿をさなふ(?)あらき
人のおほくおわしませハ又かやうの事も起しぬへしと思ひ
まさしくめんたゝせん御同しくて重盛こそおほしめさるれ
たすけ給へとて内府ハおもしろからぬ事ともにて
すゝれとふれたまふかされたれハ兵ともものとも常
さわきたりける人の内にも御の下にまねる諸侍の別
あまたそよく難波妹尾なといふ究竟の者とも
始として大勢あつまりたりけるをハたゝいさゝか
それ寄せ小松殿へとあつまりけれハ内府の中にハ
入道の許にハ者とても人かなかりけり入道殿ハうち

せんかたなくて事起さむとすハまてて迷ぬ心のうちや
のうちにして仏まさにあらわれ念仏しておはせし
知へ重盛の諫より使者多く事 起させ給はん
法皇聞しめしてよりまた大小諸将のかたへ
軍の院宣をくださるへしとて所々へ申つかはし
なすての兵とも入道かたへいらせ給ふ父の
首を給はせよと申せしに重盛大将
中之院へかゝる事申て御所へ御使あり
院の内府の院宣の内を申されけれハ
息子なれハ院宣の趣をよく聞て奏聞せられ
としつくしても叶はさりけれハ是非なく
されけれは重盛諫申して終にハ勅定をうけ
いのちハ又てむかひて此君の御為に
入道殿の逆心をとゝめ奉らんとおもひ
としつゝ子として父にむかひ此兵をやめさせ
をせさせ給ひける事の心うさよとて
ちゝの悪業を流しけれハ内府乃

おいせし内の子のつく深くめでたしかば入道殿もさすが
のかの暴虐はなし給ひて世も静かなりしとぞ
孝經に妻子に失ふといふ事、如何なる時も父母を
こゝろ安からしめて従ひ妻子をも愛する
おこなひを敬み兼て戒むる事なし子たるもの
一ツに妻が善き事少しもあれば父母悦びもはじからぬ
出る子にも妻をも合せざれば父母孫ある
事ふるの道によて時なる事は没するまで夫婦の
禮を乱す事なきとの事なり

内則曰子甚宜其妻父母不説出子不宜其妻

父母曰是善事我子行夫婦之禮焉没身不衰

會津小田町に甚兵衛とて家貧しくて賤しきもや行ふく
たるが妻とともに其の母齢八十にあまりて老衰を
深く悲しみて殊に孝養ありしが
記偏に養ひをたえずしけるかゝる家なれば
しかれども蓄へなく八十の母につかへて
ありしが母は賤しき身なるかなしきに
食物乏しきものあれば兼て深く懐中し
持帰て其の善事はかくも悦びて膝下へ
よりて日の暮をも知らず母の前にて
或時は酒をもやや時もまた夜は母が
身をも心をかまへ山の物をも
食ばかりして又酒を好むまで
先祖の代より盛衰のまゝ
休む事なれば明日は勤めに出れば
懐へ入る嘉母の事をのみこゝろにかけて

父母ものわれをと
父母乃(の)今(いま)名(な)を
事(こと)ありて
内則曰父母雖没将為善思貽父母令名必果
将為不善思貽父母羞辱必不果
財(たから)を貪(むさぼ)り
日(ひ)も
心(こころ)を
父母(ふぼ)を

元門下